

徳島市中小企業振興基本条例（素案）の主な内容

基本理念（中小企業の振興にあたっての基本的な考え方）

- (1) 中小企業者の創意工夫が生かされること。
- (2) 中小企業者の経営の改善及び向上に対する自主的な努力が促進されること。
- (3) 経済的社会的環境の変化への適応が円滑化されることにより、中小企業者の多様で活力ある成長発展が図られること。
- (4) 国、県、市、中小企業団体、大企業者、その他中小企業者を支援する機関及び市民による連携協力が図られること。
また、このことにより、本市域内における地域資源の活用や商取引の拡大等が図られ、地域経済の循環が促進されること。
- (5) 小規模企業の活力が最大限に発揮されるよう、事業活動に対する事業環境が整備されること。

中小企業者等の努力

【中小企業者】

経営革新と経営基盤の強化
地域経済循環の促進
地域社会への貢献

【中小企業団体】

中小企業者の経営の改善及び向上、
その他中小企業の振興

市民の理解及び協力

中小企業者の役割の理解及び発展
への協力
地域経済循環の促進

大企業者の役割

中小企業者との連携及び協力
地域経済循環の促進

大学の役割

中小企業者の事業活動への協力
人材育成及び研究成果の普及

金融機関の役割

円滑な資金供給をはじめとするコンサ
ルティング機能の発揮

連携・協力

市の責務

施策の総合的な策定及び実施
受注機会の確保

児童及び生徒の職場見学・体験等の活動の充実
施策推進に必要な財政上の措置
施策の実施状況の公表

施策の基本方針（中小企業の振興にあたっての6つの柱）

- (1) 中小企業の経営の革新及び創業を促進すること。
- (2) 中小企業の経営基盤の強化を促進すること。
- (3) 中小企業の経済的社会的環境の変化への適応の円滑化を促進すること。
- (4) 中小企業の振興に関する市民の理解を深め、協力を促進すること。
- (5) 小規模企業の経営の状況または成長発展の状況に応じ、必要な考慮を払うこと。
- (6) その他基本理念の実現に資する措置を講じること。

中小企業振興
対策委員会

地域経済の健全な発展と市民生活の向上へ